

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十七号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号。以下「政令」という。）第一条第二項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、政令第一条第二項の規則で定める職員は、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
水道事業管理者	水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。